

令和3年度 第6回三重地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和3年9月17日（金） 15時00分～15時20分
- 2 開催場所 津市桜橋2丁目191-4 三重県医師会館 4階 代議員会室
- 3 出席委員
公益代表 中村 玲子 前田 茂樹 三好 正人 安井 広伸
労働者代表 浅野 啓介 太田 美子 前田 良彦
使用者代表 大西 宏弥 栗須百合香 中村 和仁 別所 浩己 宮路 元美

4 議題

- (1) 最低賃金に関する基礎調査における集計誤りについて

5 開 会

(賃金係)

只今から令和3年度第6回三重地方最低賃金審議会を臨時で開催させていただきます。

本日、欠席の委員の方は、公益側藤本委員、労側伊藤委員、葛山委員の3名でございます。よって、最低賃金審議会令第5条第2項の規程の定足数を満たし、有効に成立していることをご報告させていただきます。

今回の審議会は、「令和3年最低賃金に関する基礎調査」の集計誤りについて、急遽お集まりいただきました。

それでは議事に入りますが、議事進行は、運営規程により会長に行ってくださいことになっておりますので、安井会長、よろしく願いいたします。

(会 長)

はい、このような形で急遽審議会、本審を開催させていただくことになりました。先ほど、事務局からの報告の通り基礎調査に集計誤りがあったという事案が発生をいたしましたので、委員の皆様からの意見を拝聴させていただくためにお集まりいただいた次第でございます。詳しくは、後で事務局から説明がありますが、審議をよろしく願いいたします。

では、議事に入る前に本審議会の議事録署名委員の指名をさせていただきます。

労側は 前田委員

使側は 別所委員

を指名させていただきますので、よろしく願いいたします。

(1) 最低賃金に関する基礎調査における集計誤りについて

(会 長)

「令和3年最低賃金に関する基礎調査」について、集計結果に誤りがあったということですので、事務局の方から説明をお願いします。

(室 長)

はい、「令和3年最低賃金に関する基礎調査」について、集計誤りがありましたので説明を申し上げます。

資料をご覧ください。

「令和3年最低賃金に関する基礎調査」について、7月29日の令和3年度第1回三重地方最低賃金審議会三重県最低賃金専門部会、及び8月2日の令和3年度第1回三重地方最低賃金審議会小委員会に資料として出した集計結果に誤りがあることが判明いたしました。

集計結果の訂正箇所は別添正誤表及び総括表の「月平均賃金額」と「月一人当たり労働時間数」の赤字で示している箇所であり、「月平均賃金額」と「月一人当たり労働時間数」が正しい数値の約10分の1となっていたこととございました。

誤りが発生した原因でございますが、本省から提供された集計用アクセスファイルに、特定の操作をすると「1日の所定労働時間数」が正しい数値の約10分の1に自動修正されるバグがあったことによります。

本省からは、6月16日にこれらのバグ等に対応するための方法がメールにて通知されていたため当局においてもこれを実施しておりましたが、上記のようなバグ等の具体的な内容や対処法の実施タイミングが明確に示されていなかったことから、対処法は最終的な集計結果を出力する直前に実施すべきものであるところ、誤ったタイミングで対処法を実施したため、結果として集計誤りが生じたものでございます。

再発防止対策でございますが、集計用アクセスファイルを改修してバグを取り除くとともに、全体的に労働局の作業手順がよりシンプルなものとなるよう、アクセスファイル全体にわたる改修を令和4年調査までに行う。

集計用アクセスファイルの改修は今年度中速やかに行い、バグ等が早期に発見できるよう納品物のチェックを行う期間を十分に設ける。また、大きな変更が伴う改修については複数の職員でより念入りにチェックする。

労働局に対してイレギュラーな作業指示等を行う際は、指示発出前に本省の担当職員以外の職員によるチェックも受け、指示内容が分かりやすいものとする。その際、いつ・誰が・何のためにする作業であるか（5W1H）が明らかとなるようにする。

万が一、翌年以降においても、集計誤りにつながりかねない重大なシステムの不具合等が調査実施中に見つかったときは、メール連絡で済ませるのではなく、全国会議の場でも具体的な指示・説明を行う。

こちらは本省の対策でございます。

労働局の対策といたしましては、過年度の結果表と見比べる等し、異常値等がないか複数の職員で確認するというものでございます。

こちらの方が集計誤りをまとめたものになります。

なお、今回の集計表につきましては、影響率、未満率などの賃金分布には、誤りはありませんでした。

最低賃金の審議に関わる重要な調査統計における誤りについては、あつてはならないことであり、今後、審議会に提出する資料につきましては、再発防止に努めるとともに、十分注意を払ってまいります。以上でございます。

(会 長)

はい。只今、集計表の誤りの経過及び再発防止策につきまして説明を受けたところでございます。

説明に関し、委員の皆様方から何かご質問ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

この資料は、我々審議会の資料にも提出されていたものですので、我々も目を通していただいております。非常に細かい資料の一番下のところということで、我々自身も本来なら気付かなくてはいけなかったのかもしれませんが、気付かずに行ってしまったところです。

そこで、審議会会長といたしまして、意見・見解を申し述べたいと思います。

最低賃金額の改定については、特定の指標によって自動的に決定されるというようなものではございません。賃金改定状況調査や春闘、賃上げ結果のほか、有効求人倍率などの様々なデータなどを踏まえ、三重県における現状も踏まえながら、総合的に勘案し公労使からなる審議会で審議をおこなっているところでございます。この点につきましては、皆様共通の認識だと思っております。そのひとつである「基礎調査」は県内の労働者の賃金実態をあらわす、極めて重要な指標です。

その意味では、今回の「基礎調査」での集計誤りは、審議会の議論をミスリードする可能性があり、あつてはならないものと思っております。ただ、先ほども言いましたが我々も見ている資料の中で、特に意見も無く進んできたところでございます。

そこで、今年度の審議会結果への影響ですが、確かに資料の一部に誤りがあつたのは事実ですが、先ほど説明にもありましたように影響率、未満率などの賃金分布には影響はでていないということでございます。この基礎調査結果のみならず、他の指標やその他の諸事情も勘案の上で、総合的に判断して、決定した結果

でありますことから、今回の集計誤りを理由として、今年の最低賃金の再審議の必要はないと私は考えます。

ただ、同じような議論を今年の第2回目の審議会の時にしていたところがございます。皆様のご記憶にあるかと思えます。昨年の賃金改定状況調査というものの間違いが発覚いたしまして、内容はもちろん今回とは違うものではございますが、同じようなミスが続いたということは、厚生労働省、労働局において慎重な対応をしていかななくてはと改めて申し添えておきたいと思えます。

その上で、委員からご発言がありましたら、何かご意見はございますか。

特にございませんでしょうか。

では、特にご意見ないようですので、結論といたしましたは、今年度の審議への影響について、今回の集計誤りを理由として再審議の必要まではないという形にさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

— 「異議なし」の声あり—

ありがとうございます。最後にあらためて、事務局においては、重要な指標であることを再確認し、今後の資料につきましては、十分注意を払っていただくよう、また、先ほどの再発防止策を履行していただくことをお願いしておきます。

審議会の議題は以上でございます。

急な話で申し訳ございませんでしたが、これをもちまして第6回三重地方最低賃金審議会を終了させていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

(皆)

ありがとうございました。

(部 長)

どうもご面倒をおかけいたしました。どうもありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。

以上